

J3000(H21)

事故未然防止に係る安全基準

事故未然防止に係る安全要求事項

1. 共通要求事項

電気用品安全法施行令（昭和 37 年政令 324 号）別表第 1 第 6 号から第 9 号まで及び別表第 2 第 7 号から第 11 号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機にあつては、次に適合すること。

JIS C 8283-1(2008)「家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ - 第 1 部：一般要求事項」に規定する機器用カプラを使用するものにあつては、コネクタを抜き差しするとき、機器用インレットの端子はんだ付け部に機械的応力が加わらない構造であること。ただし、はんだ付けのみに依存しないように機器用インレットそのものを固定したものは、この限りでない。

適否は、目視検査によって判定する。

2. 個別要求事項

(1) 電気ストーブであつて、かつ、電力調整用ダイオードを並列接続しているものにあつては、1 のダイオードが開放された状態でも異状がないこと。

適否は、次によって判定する。

1 のダイオードが主回路の電流以上の定格容量を有しており、並列接続されたダイオードは、同一仕様のものであること。

並列に接続されたダイオードの一方を切り離れた状態で JIS C 9335-2-30(2006)の 11 に規定する温度上昇試験を行ったとき、これに適合すること。

(2) 赤熱する発熱体を有する電気ストーブにあつては、次に適合すること。

保護枠又は保護網は、塗装又は接着材料を用いた表面加工を施さないこと。

(a)及び(b)に示す箇所に、次の主旨を明りょうに判読でき、かつ、理解しやすい用語により、表示すること。

(a) 機器本体の見やすい箇所

(b) 取扱説明書その他の製品に添付する書面

「注意 当該機器から、使用初期段階で揮発性有機化合物及びカルボニル化合物が最も放散するおそれがあるため、その際には十分換気を行うこと。」旨

適否は、目視検査によって判定する。

3. 機器に使用される部品の要求事項

(1) 電気冷房機、電気洗濯機、電気冷蔵庫又は電気冷凍庫に使用する JIS C 4908(2007)の適用範囲に含まれる電動機用のコンデンサにあっては、次に適合すること。

JIS C 4908(2007)で規定する保安装置内蔵コンデンサ、保安機構付きコンデンサ又は IEC 60252-1(2001)で規定するクラス P2 コンデンサであること。ただし、次のいずれかに適合するものにあつてはこの限りでない。

コンデンサの不具合による、炎又は溶融物の拡散を防ぐ、金属又はセラミックの外郭に収められているもの。ただし、外郭には、コンデンサをモータに接続配線するための開口部があつてもよい。

隣接する非金属部に対して、コンデンサの外側表面からの離隔距離が 50mm を超えるもの。

コンデンサの外側表面から 50mm 以内の隣接する非金属部が JIS C 9335-1(2003)の附属書 E に規定するニードルフレーム試験に適合するもの。

コンデンサの外側表面から 50mm 以内の隣接する非金属部が JIS C 60695-11-10(2006)の燃焼性分類が V-1 に適合すること(分類に使用される試験サンプルは、該当部分よりも厚い材料でないこと)。

(2) 電気冷蔵庫又は電気冷凍庫に使用する電源に直接接続する差し込みプラグにあっては、次に適合すること。

コンセントとの突き合わせ面に接するプラグの外表面であつて、その栓刃(接地極を除く。)に直接接する絶縁材料にあっては、JIS C 2134(2007)に規定する PTI が 400 以上であること。ただし、CTI が 400 以上の絶縁材料で成形したものにあってはこの限りでない。

栓刃間(接地極を除く。)を保持する絶縁材料にあっては、JIS C 60695-2-11(2004)又は JIS C 60695-2-12(2004)に規定するグローワイヤ試験を試験温度 750 で行ったとき、これに適合するものであること。ただし、JIS C 60695-2-13(2004)に従ったグローワイヤ着火温度が 775 レベル以上の材料は、この限りでない。